



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.141
12月号

令和5年度 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

白石理事が「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞しました

当協会の白石純也理事が、長年にわたり会員の資質向上や適正処理の推進に努め、産業廃棄物業界の発展と循環型社会の形成に寄与されたことが評価され、令和5年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞されました。

環境大臣表彰式典は、11月10日に東京都港区のグランドニッコー東京台場にて開催された「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の中で執り行われました。



【表彰される白石理事】



【白石理事】

< 功績内容 >

白石理事は、長年の経験と実績が評価され、平成28年に公益社団法人栃木県産業廃棄物協会（平成29年5月、公益社団法人栃木県産業資源循環協会に名称変更）理事に就任。平成30年からは、適正処理・調査研究委員会の委員長として協会員の適正処理の推進や資質向上に努め、業界の健全な発展に指導的役割を果たすなど、協会の運営に尽力されております。

自社の白石環境株式会社におかれましては、国内大手自動車メーカーから設備保全管理業務や清掃業務を受託し、現場業務に従事。豊富な知識と経験を活かし多種多様な要望に応え、メーカーのゼロエミッションに貢献するなど、実績と信頼を得て数々の排出事業者から高い評価を得ており、循環型社会の構築に寄与しておられます。また、地球環境問題の一環として、鳥獣被害ジビエの利活用に着目し、三重県伊賀市に工場を開設。国際基準の食品製造工程管理手法「HACCP」の認証取得事業所として、新たな事業も展開しておられます。

本制度は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制、再使用、再生利用、熱回収の適切な推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、浄化槽の設置・保守点検・清掃及び製造等の事業、ねずみ・衛生害虫等の防除及び清掃等による生活環境の改善、廃棄物処理技術に関する研究等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理の推進その他生活環境の保全に資することを目的としています。本年度は白石理事をはじめ、全国で28名の産業廃棄物処理業関係者が、循環型社会形成推進功労者として受賞されました。

第 71 回理事会を開催

11月28日(火)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第71回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事19名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 賀詞交歓会の開催
令和6年1月19日、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催することとなりました。
2. 労働安全衛生に関する研修会の開催
令和6年2月13日、とちぎ福祉プラザにおいて開催することとなりました。
3. 新規加入会員の承認
正会員3社（栃舗建設工業株式会社、リバー株式会社、株式会社ハナツカコンストラクション）が承認されました。
4. 役員候補者推薦委員会
役員選考規程に基づき、役員候補者推薦委員会の設置及び委員が選任されました。
5. 青年部関東ブロック活動支援金
当協会青年部への活動支援金が承認されました。
6. 建設廃棄物部会部長の選任及び部員の募集
五月女理事が建設廃棄物部会長に選任され、12月中に部員を募集することとなりました。

【報告事項】

1. 令和5年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の受賞
白石理事が受賞されたほか、11月10日、東京都港区のグランドニッコー東京台場において開催された全国大会で表彰式が行われたことを報告しました。
2. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修
11月30日と12月7日、那珂川町のエコグリーンとちぎにおいて開催予定の概要等について報告しました。
3. 反社会的勢力排除のための研修会の開催結果
9月25日に栃木県総合文化センターにおいて開催した概要等について報告しました。
4. 産業廃棄物処理業における実務研修会の開催結果
10月18日に栃木県総合文化センターにおいて開催した概要等について報告した。
5. トップセミナーの開催結果
10月25日に栃木県総合文化センターにおいて開催した概要等について報告した。
6. 日光杉並木保護基金への寄付に対する感謝状贈呈式
10月24日に栃木県庁において開催された概要等について報告しました。
7. 関東地域協議会の開催結果
11月16日に千葉県浦安市の浦安ブライトンホテル東京ベイにおいて開催された概要等について報告しました。
8. 講師とコミュニケーションできる座学研修会の開催結果
11月20日に栃木県総合文化センターにおいて開催した概要等について報告しました。
9. 会員の異動
代表者及び名称変更した会員があり、11月14日現在の正会員は195社、賛助会員は23社、合計218社であることを報告しました。
10. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
11. 協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

新規加入会員紹介【正会員 3 社】

● 栃舗建設工業株式会社 代表取締役 竹内 智祐

栃木県宇都宮市鶴田町 3620-7 TEL028-648-2594 FAX028-648-8670

* 収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和 3 年 10 月 18 日
がれき類

● リバー株式会社 代表取締役 松岡 直人

所在地：東京都墨田区緑 1-4-19 TEL03-6365-1200 FAX03-6365-2507

事業所：栃木県大田原市下石上 1505-11 TEL0287-29-2777 FAX0287-29-2779

ホームページ <https://www.re-ver.co.jp>

* 収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和 4 年 7 月 25 日

燃え殻・汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・鋳さい・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）・ばいじん

* 中間処理業（破碎、選別） 栃木県：令和 4 年 7 月 1 日

①破碎に係るもの、②選別に係るもの（当該破碎施設で処理されたものに限る。）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

● 株式会社ハナツカコンストラクション 代表取締役 花塚 郁男

所在地：栃木県矢板市片岡 4 番地 TEL0287-48-3155 FAX0287-48-2888

事業所：栃木県矢板市こぶし台 3 番 1 の一部 TEL0287-46-7722 FAX0287-47-5655

ホームページ <http://hanacon.shichihuku.com>

* 収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和 5 年 10 月 1 日

汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類

* 中間処理業（破碎） 令和 5 年 10 月 26 日

木くず

【青年部】清掃活動及び環境学習出前授業に参加しました

11月3日(金)、栃木県庁周辺の清掃活動を行ったほか、11月28日(火)、真岡市立大内西小学校において、今年度8回目の環境学習出前授業に参加しました。

○清掃活動

C S R 活動の一環として、栃木プロレスが開催するイベント前に、栃木プロレスのスタッフ、一般客等と合同で、栃木県庁前広場から泉町周辺において清掃活動を行いました。

○環境学習出前授業

子どもたちにパッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明を行ったほか、児童がパッカー車にごみを投入し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験しました。



【11/3 清掃活動】



【11/28 環境学習出前授業】

講師とコミュニケーションできる座学研修会を開催

11月20日(月)、栃木県総合文化センターにおいて、業務で活用できるかもしれない“プチ情報”を座学とプレゼンで情報提供する座学研修会を開催し、21名が参加しました。

講義1は、今年9月にオープンした県営処分場エコグリーンとちぎの施設概要などについて、講義2は、安全に処理するために必要な廃棄物データシートの概要や排出事業者と処分業者が情報を共有することの重要性について、講義3は、環境の調査・分析、環境保全対策事業等を展開している賛助会員から、自社の事業内容等について紹介がありました。

講演1 県営処分場エコグリーンとちぎ（産業廃棄物管理型最終処分場）の概要等について
株式会社クリーンテックとちぎ 代表取締役 安藤 由紀男 氏 他3名

講演2 適正処理のために必要な廃棄物情報
公益社団法人栃木県産業資源循環協会 事務局長 大森 牧子

講演3 事業紹介
平成理研株式会社 本社営業部課長 仁平 充洋 氏、佐藤 正啓 氏
(一財)栃木県環境技術協会 技術部外渉局長兼営業担当課長 土谷 友彦 氏
栃木県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長 石濱 辰郎 氏



【講義する(株)クリーンテックとちぎ 安藤社長】



【会場風景】

賀詞交歓会の開催について

令和6年の新春にあたり会員相互の交流を深めるため、賀詞交歓会を開催いたします。
参加を希望される方は、協会事務局までお問い合わせください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和6年1月19日(金) 17:30～19:00 (17:00 受付開始)
2. 場所 宇都宮東武ホテルグランデ 松柏(4F)
宇都宮市本町5-12 TEL028-627-0111
3. 会費 1人 11,000円(税込) (2人目から5,500円(税込))

産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理講習会の開催について

廃プラスチックの適正処理と有効利用を推進することを目的に、主として県内の産業廃棄物処理業者を対象として、産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催いたします。
参加を希望される方は、栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1. 日時 令和6年2月2日(金) 14:00～ (13:30 受付開始)
2. 場所 栃木県教育会館 大ホール
宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-621-7177
3. 内容 プラスチックの国内資源循環に向けて
講師：一般社団法人プラスチック循環利用協会 専務理事 土本 一郎 氏
4. 定員 500名(先着順)
5. 参加費 無料

スキルアップを考えている方に必須の試験です



産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

令和5年9月に産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)公式テキストを発行しました。
検定試験の学習にご活用ください。(https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/)

こんな人のニーズにおすすめです

- 人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、
定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。
- 廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が
身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると・・・

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを
連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、
より効果的で適確な提案をすることが
できます。

【試験日時】 令和6年2月18日(日)10時～11時30分

- 【申込方法】専用ポータルサイトにて受付
【受付期間】令和5年12月1日～令和6年1月18日
(ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)
【試験形態】マークシート方式による筆記試験
【試験範囲】廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、
マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

受験料: 12,100円(税込)



https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/

全産連 研修会・セミナー 検索

【試験会場(予定)】 全国14会場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員) 会場名	岩手県(90名) アイーナ いわて県民情報交流センター	栃木県(130名) 栃木県総合文化センター	群馬県(40名) 群馬建設会館	千葉県(80名) 千葉県教育会館
	東京都(300名) TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター	神奈川県(190名) かながわ労働プラザ	新潟県(80名) 新潟県建設会館	長野県(40名) ホテル信濃路
	静岡県(50名) レイアアップ御幸町ビル	愛知県(150名) 名古屋国際会議場	三重県(50名) 三重県総合文化センター	広島県(80名) 広島YMCA国際文化センター
	福岡県(80名) 福岡県中小企業 振興センター	熊本県(110名) ユースピア熊本		

【後援】 環境省

【共催】 (一社)岩手県産業資源循環協会 (公社)栃木県産業資源循環協会 (公社)群馬県環境資源創生協会 (一社)千葉県産業資源循環協会
(一社)東京都産業資源循環協会 (公社)神奈川県産業資源循環協会 (一社)新潟県産業資源循環協会 (一社)長野県資源循環保全協会
(公社)静岡県産業廃棄物協会 (一社)愛知県産業資源循環協会 (一社)三重県産業廃棄物協会 (一社)広島県資源循環協会
(公社)福岡県産業資源循環協会 (一社)熊本県産業資源循環協会

《お問合せ先》



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

https://www.zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9:00～17:00

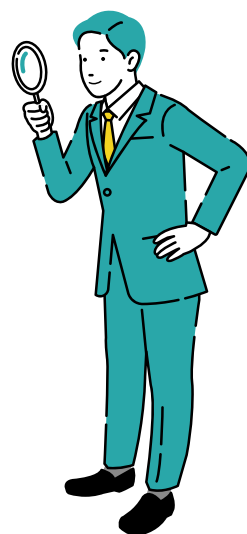
●定休日/土日・祝日

2023.08

産廃検定公式 テキスト発刊!

廃棄物処理法を学ぼう!

令和6(2024)年2月以降の産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)は、この公式テキストに準拠して出題いたします。



「産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎) 公式テキスト」

発行日(販売開始日) 令和5年9月1日(金)

申込方法 全国産業資源循環連合会ホームページ
(<https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/>)
からお申込み



販売価格 1,980円/冊(税込、送料別)



目次

A5判141頁

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| (1) 廃棄物処理法の概要と
主な法令改正等の経緯 | (8) 産業廃棄物処理施設 |
| (2) 廃棄物とは | (9) 特例制度 |
| (3) 産業廃棄物の分類 | (10) 廃棄物等の輸出入 |
| (4) 事業者の責務 | (11) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度 |
| (5) 産業廃棄物の処理に関する主な基準 | (12) 帳簿 |
| (6) 産業廃棄物処理の委託 | (13) 行政処分・罰則 |
| (7) 産業廃棄物処理業 | (14) 関係法令 |



令和5年度産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)は、
令和6年2月18日(日)全国14会場で開催予定です。

お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

TEL 03-3224-0811

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の J F E ミネラル(株)栃木鉱業所 を訪問しました。

1 会社概要

会社名：J F E ミネラル株式会社栃木鉱業所 所長 蜜澤 真治

所在地：栃木県鹿沼市深程 1 5 3 番地

TEL 0289-75-3911 FAX 0289-75-3915 ホームページ <https://www.jfe-mineral.co.jp>

開設：昭和 39（1964）年 6 月 従業員数：49 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業 中間処理（焙焼）

許可番号…栃木県（00920013633）



3 事業及び施設概要

当所は珪石鉱山採掘をはじめとして、採掘した原石を粉砕等の処理により加工した珪砂の一貫生産を手掛けています。高品位鉱石を生かして自動車部品の casting 工程や建材用などに高品質の珪砂を安定供給しながら、 casting 用砂のリサイクルにも半世紀にわたり取り組んでおり、天然資源を温存しながら、持続可能な循環型事業モデルを構築しています。リサイクルする砂の製造工程は回収した使用済み casting 型ブロックを砕き、鉄分を磁選で取り除き、ペレット状にして流動焙焼炉で処理します。焙焼処理は casting 型を固めるために砂に付着させた樹脂を焼いて除去する工程となります。アルミ casting 用再生砂も小型の炉で同様に樹脂を除去します。磨鉱、磁選を経てリサイクルされた砂が完成となり、販売しています。



4 会社からひと言

当所は栃木市の水木鉱山と鹿沼市の栗野工場から構成されています。1964年に旧川鉄鉱業が日光珪砂の生産を開始、2004年に会社合併後、J F E ミネラルの鉱産品事業拠点として現在に至っています。経営理念「資源・素材の価値の創造を通じて社会に貢献します」のもと、これからも「安全衛生」、「環境」、「品質」、「納期」、「コスト低減」に配慮しながら、お客様や地域の皆さまに愛され、ご信頼いただけるモノづくりを鋭意進めて参ります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は結構マニアックな内容でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物に該当するものはどれか。

- (1) 一般家庭から排出されるペットの死体
- (2) 動物病院から排出される動物の死体
- (3) 動物園から排出される動物の死体
- (4) 牧場から排出されるウシの死体
- (5) 競馬のトレーニングセンターから排出されるウマの死体

【解説】

産業廃棄物である動物の死体は、畜産農業に係るものに限られている。

正解 (4)

産業廃棄物である動物のふん尿と動物の死体は畜産農業に係るものに限られています。
畜産農業とは、乳用牛、肉用牛、馬、鹿、豚、いのぶた、いのしし、めん羊、やぎ、にわとり、あひる、うずら、七面鳥、うさぎ、たぬき、きつね、ミンクなどの飼養、ふ卵、育すうを行うことで、種付け目的のものも含みます。

また、モルモット、マウス、ラット、カナリヤ、文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合及びいち、きじなどを森林保護又は種族保護を目的として人工的に増殖、飼育する場合も含まれます。

一方、競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものや店舗で愛がん用の鳥獣を飼養する場合は含まれません。

まあ、ここまでいくと動物の専門家でも無いとなかなかわからないですよ。最近流行のジビエに携わる人などは行政窓口で確認の程。もう少し身近な「物の区分」から出題してみましよう。

Q、次のうち、産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 工作物の除去に伴って排出される紙くず
- (2) 製本業の事業活動に伴って排出される紙くず
- (3) 出版業のうち印刷出版を行うものの事業活動に伴って排出される紙くず
- (4) パルプ製造業の事業活動に伴って排出される紙くず
- (5) 新聞小売業の事業活動に伴って排出される紙くず

【解説】

産業廃棄物となる紙くずは、次の業種に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くずである。
新聞小売業は、新聞業に該当しないので誤り。

- ①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）
- ②パルプ・紙・紙加工品製造業
- ③新聞業のうち新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの

～廃棄物処理問題～

- ④製本業、印刷物加工業
- ⑤出版業のうち印刷出版を行うもの

正解（５）

これは産業廃棄物である「紙くず」の指定業種を知っているか、ということに尽きるのですが、大抵の指定業種は指定されていない業種に比べれば、桁違いに排出量が多い業種です。もし、試験問題にこの手のものが出題されて法令条文を記憶していない場合は、「この選択肢の中で一番紙くずの排出量が少ないのはどれだろう」と推察してみると正答に繋がると思います。
選択肢（５）新聞小売業は印刷所から届いた新聞を販売する仕事ですから、それほど大量に紙くずは出ないようなんです。
では引き続き「物の区分」から「木くず」についての出題。ただ、これはちょっとマニアックな内容も含みます。

Q、次のうち、一般廃棄物はどれか。なお、すべて事業活動を伴って排出された不要なものである。

- （１）建設業に係るもので工作物の新築に伴って排出された木くず
- （２）家具の製造業から排出された木くず
- （３）パルプ製造業から排出された木くず
- （４）貨物の流通のために使用した木製パレット
- （５）貨物の流通のために使用した木箱

【解説】

木くずが産業廃棄物となるには、排出形態が限定されていて、その多くはいわゆる「指定業種」といわれる業種が政令により例示されているものである。

ただし、「指定業種」に該当していなくとも、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が付着した木くずや有価物時代に「貨物の流通のために使用したパレット」であった木くずは、業種によらずに産業廃棄物となる。

「貨物の流通のために使用したパレット」は、廃棄物となった場合は産業廃棄物となるが、これは「パレット」と「パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材」に限定されていることから、単なる木箱であった木くずは該当せず一般廃棄物となる。

正解（５）

木製パレット等については、次のような経緯があるんです。

平成一九年九月七日 通知抜粋

・・・木製パレット等に係る木くずについては、現状では、いわゆる事業系一般廃棄物である木くずとされているところ、多種多様な業種から少くない量が恒常的に排出されていること等から、廃棄物の区分の見直し等を求める排出事業者等からの規制改革要望等があり、平成 18 年 3 月 31 日の規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改訂）において、事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直すことが閣議決定された。

ということで、現役時代にパレットであった木くずは排出業種を問わず産業廃棄物になったんですね。

さて、ここのところ「物の区分」が続きましたので、今回の宿題は「基準」から出題。



宿題Q

事業者が工場又は事業場で発生した産業廃棄物を処理業者に引き渡すまでの、場内での産業廃棄物の保管について、正しいものはどれか。

- （１）工場又は事業場内であれば、特に規制はかからない
- （２）工場又は事業場内の建屋の中であれば、特に規制はかからない
- （３）工場又は事業場内では、産業廃棄物を保管してはならない
- （４）工場又は事業場内であっても、囲いや掲示板などの規制がある
- （５）工場又は事業場内であっても、保管量の制限の規制がある

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



新たな化学物質規制が導入されています！

化学物質の法改正を進める根拠としてリーフレットのなかで、『国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間 450 件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。』と示されています。

みなさんの職場で、図表 1 の GHS 絵表示があるものを取扱っていないでしょうか。塗料、接着剤、中和剤、凝固剤などの他に、身近な漂白剤にもこの GHS 絵表示があります。この絵表示は「**眼に対する重篤な損傷性**」を表しています（図表 2）。」

図表 1 GHS 絵表示（環境省）



図表 2 漂白剤の GHS 絵表示



次ページ図表 3 のように、化学物質に関する法改正が次々と施行されています。2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から施行（図表 3 右欄）の「化学物質管理者」の概要は、下記ようになります。

化学物質を扱う職場では事業場規模にかかわらず「化学物質管理者」を選任することが義務付けられました。「化学物質管理者」は、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとして位置づけられていて、表示及び通知に関する事項、リスクアセスメントの実施及び記録の保存、ばく露低減対策、労働災害発生時の対応、労働者の教育等の職務があります。

衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者など、化学物質の専門的知識を有する者が候補とされ、化学物質取扱い事業場の「化学物質管理者」は 6 時間講習の受講が推奨されてます。

労働安全衛生規則第 12 条の 5（化学物質管理者が管理する事項等）《抜粋》

事業者は化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知しなければならない。

〔参考資料〕

- リーフレット「新たな化学物質規制が導入されます」（令和 4 年 8 月）
- リーフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」（令和 5 年 3 月）

図表 3 新たな化学物質規制に関するチェックリスト（厚生労働省）

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接点の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則第35条	雇入れ時教育	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
その他	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
 規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
 ①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
 ②2023年（令和5年）4月1日
 ③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら





佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○盛土規制法と廃棄物処理法の関係に関する通知

2023 年 9 月 29 日、国交省・環境省・農水省等は、連名で盛土規制法と廃棄物処理法の運用に係る連携について、通知を発出しました。

熱海において発生した大規模土砂災害を契機に、2023 年 5 月から宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されています。しかし、廃棄物処理において廃棄物と土砂のふり分け、最終処分場の覆土が必要となります。また災害廃棄物の仮置き場においても、廃棄物と土砂のふり分けが行われず。このような場合、廃棄物処理法と盛土規制法が矛盾なく適用される必要があります。そこで、今回の通知では、関係部局の連携により、両法の適用関係についての整理を示しています。盛土規制法によって、安全な工事が阻害されないよう、また廃棄物の適正処理が妨げられないよう、今後の運用が注目されます。

<https://www.env.go.jp/content/000163385.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 5 年 11 月 27 日掲載)

○家電リサイクル法に基づく立入検査

環境省は 2023 年 9 月 8 日、家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況を公表しました。

家電リサイクル法は、家電品目を買替える際に、小売業者が消費者から廃家電を適切に引き取り、メーカーの指定引取場所に引き渡すことが重要です。令和 4 年度、環境省は小売業者に対する立入検査を 394 件実施し、そのうち 275 件において、延べ 637 件の指導等を行ったとのことでした。家電リサイクル券の記載漏れや取扱不備に対する指導が最も多いとのことでした。

https://www.env.go.jp/press/press_02111.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 5 年 11 月 20 日掲載)

○漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収

2023 年 8 月、環境省は漁業者と自治体の協力による 海洋ごみ回収マニュアルを公表しました。

河川や海岸でのポイ捨て、不法投棄、海岸漂着ごみなど、海洋ごみの発生源は多様です。環境省は、海洋ごみの発生抑制を呼びかけるとともに、漁業者が海洋ごみを回収して自治体の廃棄物処理施設で処理することを推進しています。漁業者が操業時や海底清掃時等にボランティアで海から回収した海洋ごみについて、回収に必要な備品購入費用やごみ処理費用には補助金が用意されています。海を綺麗にする取り組みが広がっています。

<https://www.env.go.jp/content/000156539.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 5 年 11 月 15 日掲載)

○循環型社会における資源循環ビジネス

資源の確保、中古市場の活性化などの観点から新たなビジネスモデルが必要とされており、またこれと廃棄物処理法との整合性に疑問が生じています。

有価物及び専ら物とは何なのか、中古品市場は活性化するか、修理をする権利と部品取りの関係などについて、月刊誌「環境管理」に私が寄稿致しました。ご一読いただければ幸いです。

環境管理 循環型社会における資源循環ビジネス 弁護士佐藤泉

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 5 年 11 月 6 日掲載)

～相談事例～

こんな時、どうするの？

工場の汚泥ピットの清掃を受託しているのですが、ピットがある場所までの道が狭いことから、小さなポンプ車で汚泥を抜き取り、客先の事業場内で積み替えし大きな車両で処分場まで運搬をしたいと思っています。積み替え保管になるでしょうか。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

顧客の事業場のピット清掃と、汚泥搬出を受託しています。汚泥を小さなポンプ車で抜き取り、1m³ コンテナに移して、それを大きなポンプ車で処分先まで搬出します。清掃すべきピットまで、わが社の大きなポンプ車のホースが届きません。小さなポンプ車で現場近くまで入って汚泥を抜き取りする予定です。この小さなポンプ車で回収したものを、事業場内の広い場所に置いた 1m³ タンクに移し、即時、大きなポンプ車で搬出しますが、積替保管ですか？

(協会)

ピットから汚泥を回収し、「1m³ コンテナ」に移し替えるので、これが「積替保管」に当たるかということですね。今まではどうしていたのですか。

(相談者)

初めての受託でした。

(協会)

まず、今回の 1m³ タンクが「保管」に該当するかということですが、収集運搬の過程において、一定期間留め置く行為を保管というか、という疑義に、昭和 60 年 7 月 26 日衛産第 42 号の回答の通知があります。「収集運搬してきた車両から積み替え地点以降の運搬の用に供される車両への廃棄物の積替え及び運搬が、連続して行われない限り、保管行為を伴うものとして解して差し支えない。」とあります。つまり、今回のような連続している行為は保管に当たらないと理解できます。

そもそも、搬出すべき汚泥は、ピットの清掃に伴い発生するもので、それを貴方が搬出のために 1m³ タンクを置くのですが、ピットのすすぎの汚水も回収するでしょうし、1m³ タンクまでは清掃作業の範囲と説明するのが妥当なのではないでしょうか。

(相談者)

そうですか。無許可の指摘はされたくないのですが、連続しているとは？

(協会)

通知では、保管となるかもしれないコンテナの前後が連続しているかということを問いかけています。コンテナの前後の行為者は同じで、清掃行為と連続して排出が行われます。複数の汚泥発生現場から他社がこのコンテナに汚泥を運ぶことはしません。清掃と搬出は自己完結します。

ただし、その 1m³ コンテナが客先の事業場内に常設され、清掃業務以外で発生したものも集積し、清掃と搬出が連続しなくなると、通知の「連続し行われている」に該当しなくなるようです。今回は、一回の清掃業務で発生するものだけを搬出するのですね。

(相談者)

そのとおりです。

(協会)

顧客の事業場内でも積替保管の許可が必要になる場面はあるようです。清掃業務から搬出までの行為が連続していない場合は、保管施設を経由した搬出になるようです。収集運搬業者が積替保管の許可も取得しないといけません。

(相談者)

わかりました。



FUTABA フタバ食品



宇都宮ブレックス #028 ブレッキー

当日は宇都宮
ブレックスの試
合が開催されます！
スポーツ GOMI 拾
い大会の後はみんな
で宇都宮ブレックス
を応援しよう！

スポ GOMI はチームで力を合わせ、制限時間内に定められたエリア内でごみ
を拾い、その質と量をポイントで競い合う、環境に最も優しいスポーツです。
ルールも簡単なのでお子さんから高齢者までどなたでも楽しめます！
当日は宇都宮ブレックスの試合が開催されます！スポーツ GOMI 拾い大会の
後はみんなで宇都宮ブレックスを応援しよう！ぜひ優勝目指してご家族や友
人、学校や地域の仲間で参加してみませんか。

参加費無料！

20 組 約 100 名
参加チーム募集！

募集期間：12月15日（金）まで

スポGOMI大会 with 宇都宮ブレックス

大会日時 2023 年 12 月 23 日（土）
※少雨決行、荒天中止とさせていただきます
9 時 00 分～11 時 30 分（受付 8 時 30 分）
集合場所 栃木県総合運動公園 中央広場
宇都宮市西川田 4 丁目 1-1
3～5 名のチームでお申し込みください
駐車台数に限りがあります。
可能な限り公共交通機関をご利用ください
募集期間 2023 年 12 月 15 日（金）まで
定員：先着 20 チーム

主催：栃木県
共催：㈱伊藤園、㈱栃木ブレックス、フタバ食品㈱
協力：（一社）ソーシャルスポーツイニシアチブ

＜参加条件＞

※12 才以下のメンバーが 1 名でも含まれる場合には
18 才以上の方をメンバーに含めて下さい。

＜注意事項＞

※当日は動きやすい服装（ジャージ、スニーカーなど）
で参加下さい。

※軍手、ごみ袋などの用具は全て用意しています。

※雨の心配がある場合は雨具をご用意ください。

※当日撮影させていただいた動画や写真については
後日、広報物等に掲載させていただく場合があります。
予めご了承ください。

※荒天中止（少雨決行）です。中止の場合、当日の
午前 7 時までにチーム代表者へメールにて連絡します。

大会の様子



スポ GOMI（一般社団ソーシャルスポーツイニシアチブ）とは

ゴミ拾いを「環境奉仕活動」から「スポーツ・競技」としてルール化。日本で生まれた地球に最もやさしいスポーツとして、世界のあらゆる国で国交を
目的に開催することを目標とする団体。2008 年 5 月発足。以後 2023 年 7 月までに約 1400 大会を開催。2019 年 6 月 5 日世界環境デーにて東京 2020
競技大会組織委員会主催で「東京 2020 スポ GOMI 大会」を開催。現在、世界 20 カ国が参加する「スポ GOMI ワールドカップ 2023」を開催中。

右記、QR コードからお申し込み下さい。

※QR コード



<https://forms.office.com/r/KqtwZiS68T>

＜お問合せ＞

栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当
TEL.028-623-3228 FAX.028-623-3113
Email:puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

【宇都宮ブレックスの使い捨てプラスチック削減等の取組み】

宇都宮ブレックスは「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」の取組みに賛同し、試合時に販売する飲食物の容器について、バイオスプラスチックや紙、アルミで出来た製品の利用を進めています。



栃木からの森里川湖 プラごみゼロ宣言

プラスチックは、わたしたちの生活に利便性と恩恵をもたらしてくれる有用な物質です。しかし、一方で、海に流れ出ると、長期間、環境にとどまり生態系にも影響を及ぼします。

海洋プラスチックごみは、山から川、川から海へとつながる中で発生するものであるため、上流の栃木県においても自分の問題として考えていく必要があります。

そこで、県と市町が連携し、 unnecessary な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックとの上手なつきあい方を、栃木から発信し、森里川湖におけるプラスチックごみゼロに向け、行動することをここに宣言します。



Plastics
Smart

栃木県

宇都宮市
日光市
那須塩原市
益子町
野木町

足利市
小山市
さくら市
茂木町
塩谷町

栃木市
真岡市
那須烏山市
市貝町
高根沢町

佐野市
大田原市
下野市
芳賀町
那須町

鹿沼市
矢板市
上三川町
壬生町
那珂川町

令和元(2019)年8月27日

令和5(2023)年11月

栃木県気候変動

適応
センター

通
信
27
号

気候変動

雨の降り方が変わっている?!

大雨や短時間強雨の発生頻度が増加しています。アメダスのデータで約50年間の変化をみると、より強度の強い雨ほど頻度の増加率が大きく、1時間降水量100mm以上の極端な大雨の回数では約2倍になっています。

(気象庁 気候変動監視レポート2022)

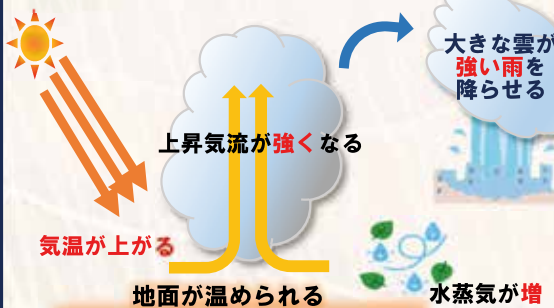


気温の上昇が、雨の降り方に影響 ～ 短時間強雨 なぜ増加?～

理由の1: 雲の材料が増える!

理由の2: 雲が大きく成長する!

雲は、水蒸気を含んだ空気が上昇気流によって空に昇り、目に見えなかった水蒸気が白く見える水や氷の粒になったものです。



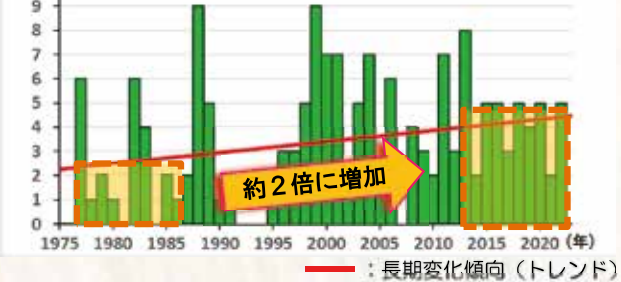
気温が上がると空気中にためておける水蒸気の量(飽和水蒸気量)が増えます。

また、温められた地面近くの空気により上昇気流が強くなります。たくさん水蒸気と強い上昇気流で、空気は空高く昇り大きな雲を作ります。

発達した大きな雲の中には、強い上昇気流があるため、水や氷の粒は簡単に落ちることができず、粒は繰り返し合体して大きくなります。この大きな水や氷の粒を、強い上昇気流でも支えきれなくなると一気に落ちて**急な強雨**となります。

気温が上がることで、雲の材料(水蒸気)が増え、強い上昇気流が起き、雲が大きく成長するため、短時間強雨が増えています。

(図) 1時間降水量100mm以上の発生回数(全国アメダス)
気象庁データから作成



統計期間(1976～2022年)の最初の10年間と最近10年間の平均年間発生回数(日数)*について、変化の倍率をみると、猛烈で恐怖を感じるような「1時間降水量100mm以上の雨」は約2倍になっています。

アメダスでみた*極端な大雨の変化

気候変動監視レポート2022、リーフレット「雨と風」から

雨の強度	変化の倍率	強さのイメージ
1時間降水量 50mm以上	約1.5倍	滝のように降る。
1時間降水量 80mm以上	約1.8倍	息苦しくなるような 圧迫感がある。
1時間降水量100mm以上	約2.0倍	恐怖を感じる。

※: アメダス1,300地点あたりに換算した値

1時間降水量50mm以上の雨の影響

気象庁提供



傘はまったく役に立たない



車の運転は危険

経験したことのない大雨への備え ～ 気候変動適応を!～



これからも起こりうる「経験したことのない大雨」から自分たちの身を守るためには、災害が起こることを想定して、ハザードマップの確認やマイ・タイムライン(個人の防災行動計画)の作成など、「事前の備え」をすることが、より一層求められています。



栃木県気候変動適応センター【事務局: 栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X
(旧 Twitter)

12 月は食品表示適正化強化月間です！

栃木県では、県民の皆様が安全・安心な食生活が送れるよう、細菌性の食中毒が増える8月と食品の流通が盛んになる12月を「食品表示適正化強化月間」と定め、食品表示の適正な実施と上手な活用法を広くPRするとともに、食品関連事業者に対する食品表示の監視指導を強化しています。

食品の表示は、消費者が食品を購入する際の重要な情報源です。

使われている材料や含まれるアレルギー、消費（賞味）期限、保存の方法など、食品を選んだり、安心して食べたりするために必要な情報が表示されています。

食品表示を活用して、ご自身に合った食品を選びましょう。

目的別食品表示の見方



① 名称	焼き菓子
② 原材料名	<u>小麦粉</u> 、バター（乳成分を含む）、卵
③ 添加物	膨張剤、香料、乳化剤（ <u>大豆由来</u> ）
④ 原料原産地	北海道製造（小麦粉）
⑤ 内容量	10 枚
⑥ 賞味期限	2023. 12. 31
⑦ 保存方法	直射日光や高温多湿を避けて保存
⑧ 製造者	〇〇食品株式会社 栃木県△△市××町〇-〇

下線の部分はアレルギーを表示しています。
令和5(2023)年3月9日から「くるみ」がアレルギーとして義務表示になりました。
（令和7(2025)年3月31日までの経過措置期間があります。）



～食品表示に関するお問い合わせ先～

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班 電話 028(623)3114

大人も子どもも！
ふっかふかの雪で楽しもう！

日光自然博物館 冬イベント

ゆきあそび



まったり



親子で雪の運動会

2024年1月28日(日)

10:00～12:45 @日光湯元地区

ちびっこスノーシュー

2024年1月21日(日)

10:00～12:00 @日光湯元地区

かけっこ！！



お問い合わせはこちら！



←詳細・お申し込みは
←こちらから！！

栃木県立
日光自然博物館

〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1
TEL: 0288-55-0880 FAX: 0288-55-0850



※天候等の理由により、内容に変更が生じる場合がございます。
※ツアーは原則事前申し込み・先着順です。ご了承ください。
※路面の凍結、積雪が心配されます。お車でお越しの際はスタッドレスタイヤやチェーンをご用意ください。

ネイチャーガイドが

2024年1～3月

案内する 自然体験ツアー



滝・氷瀑トレッキング

健脚向け

1月、2月複数回開催予定 場所：竜頭滝上～竜頭滝
奥日光のさらに奥にある神秘的氷瀑、ブルーアイスの滝をその目で見よう！

雪上ナイトハイキング

入門編

1月、2月複数回開催予定 19:30～21:00 / 場所：湯元
スノーシューをはいて、夜の森の寒さや静けさも感じます。晴れば満天の星も・・・☆



ちびっこスノーシュー

入門編

1月21日（日） 10:00～12:00
場所：湯元 / 料金：子ども1,000円、大人1,500円（★）
小さなお子様向け！スノーシューをはいて走ってすべって、雪あそびを楽しみましょう！

親子で雪の運動会2024

入門編

1月28日（日） 10:00～12:45
場所：湯元 / 料金：子ども1,500円、大人2,500円
大人も子どももふっかふかの雪の中をかけめぐれ！冬の大運動会、開催！



初めてのクロスカントリースキー

入門編

1月、2月複数回開催 10:00～12:30
場所：光徳
初心者でも安心♪はき方＆基本の滑り方をパウダースノーの上で練習＆実践してみよう

スノーシューで雪の森へ！

入門編

2月4、11、18日（日） 9:30～14:00
場所：湯元 / 料金：大人3,000円、子ども2,000円（★）
初心者向けのんびり散歩から体力に自信がある人向けコースまで、冬の森を楽しめます。



ガイド貸切！スノーシュートレッキング

より深く

1月、2月複数回開催 9:00～15:00
場所：湯元、光徳など
コースは半オーダーメイド！奥日光を熟知したガイドを貸し切り冬の森を歩きましょう。

奥日光で学ぼう！生物多様性

入門編

3月10日（日） 10:00～15:00
場所：日光自然博物館、および周辺の森
室内レクチャーと野外観察で、自然とのつながりを見て・触れて・聞いて・探しましょう！



詳細・お申し込みは
こちら！！



・現在詳細未定のツアーは、ホームページにて情報を随時更新いたします。
・複数日程を予定しているツアーは今後開催日が追加となる場合もあります。
・その他についてはおもて面の連絡先へお問い合わせください。

（★）：スノーシューレンタル料1,000円別途

栃木県内のまつり・イベント情報(12月・1月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
12月1日(金)～2月29日(木)	まちの駅 新・鹿沼宿 イルミネーション2023	鹿 沼 市	まちの駅 新・鹿沼宿内 芝生広場 (鹿沼市仲町1604-1)	(一社)鹿沼市観光協会 (まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
12月2日(土) 10:00～14:00	ラーニングバケーション あいがもと そだてる おこめ 「おこめとあいがもをいただく」	益 子 町	いろり茶屋 (芳賀郡益子町益子 3270)	ののくらぶ	nounote@neharu.net
12月10日(日)	冬渡祭(おたりや)	鹿 沼 市	今宮神社 (鹿沼市今宮町1692)	今宮神社	0289-62-2679
12月20日(水)～3月31日(日)	いちごとみるくフェア ～那須塩原で思う存分スイーツ巡りを！～	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設 (宿泊施設・飲食店等)	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
12月20日(水)～3月31日(日)	巻狩鍋フェア ～那須野の恵みを巻狩料理で～	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設 (宿泊施設・飲食店等)	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
12月22日(金) 10:30～	御嶽山冬至星除祭り	鹿 沼 市	御嶽山神社 (鹿沼市下永野82)	御嶽山神社	0289-84-0320
1月8日(月・祝) 10:00～15:00	小山の初市	小 山 市	・まちの駅思季彩館 (小山市中央町3丁目5-3) ・小山駅西口祇園城通り 歩道 ・小山宿通り歩道 ・足利銀行尾山支店東 側駐車場	(一社)小山市観光協会	0285-30-4772
1月10日(水)	春渡祭(おたりや)	鹿 沼 市	今宮神社 (鹿沼市今宮町1692)	今宮神社	0289-62-2679

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお 問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

医療保険、必要派 vs 不要派 あなたはどちらですか？ 私は……

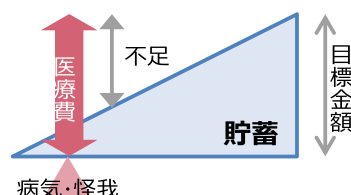
いわゆるFP(ファイナンシャル・プランナー)の間でも賛否両論があるのが、「民間の医療保険(以下、医療保険)に入るべきか、それとも、入る必要はないのか？」というテーマです。今回は「医療保険は不要派」と「医療保険は必要派」のそれぞれの主張をご紹介します。

「医療保険は不要派」は、日本は公的医療保険がとても充実しているから、と理論武装します。例えば、日本では1961年に国民皆保険が確立されており、医療費の自己負担は原則3割のみで済みます。また、自治体が住民を呼び込む手段として、子どもの医療費の窓口負担無料化や助成対象年齢の引上げが広がっていることも、その主張を後押ししています。さらに、健康保険の「高額療養費制度」には、1ヶ月の医療費の自己負担に上限が設けられ、最大でも9万円程度※に抑えることができます。このような手厚い公的医療保険があることを考えれば、「病気や怪我のリスクは、医療保険ではなく、貯蓄でまかなうほうが合理的」との考えにも一理あります。

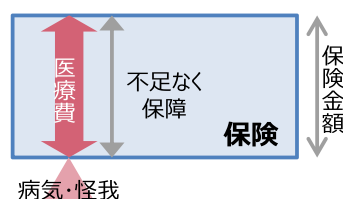
※ 年齢や所得区分により異なる。例えば、70歳未満で月収30万円の方が、1ヶ月で医療費が100万円かかった場合の自己負担上限は87,430円(=80,100円+(100万円-26.7万円)×1%)。

一方、「医療保険は必要派」は、「貯蓄は三角、保険は四角」と主張します。右上のイメージ図のように、貯蓄が貯まる前に病気や怪我になった場合、必要なお金が不足してしまいましたが、保険は加入直後から貯蓄の有無に関係なく、必要なお金を用意することができる、ということです。

■「貯蓄は三角」のイメージ図



■「保険は四角」のイメージ図



特に、貯蓄の少ない若い人は、健康なほうが医療保険に入りやすいことも含めて、医療保険に入る意味合いは大きいと言えます。また、TVCM曰く、「人生100年時代、2人に1人はガンになる」とのことです。健康保険ではカバーできない先進医療等への備えとして、「ガン保険には入るべき」との考え方もあるでしょう。

ところで、持病のある私は「医療保険は必要派」ですが、最近気になっているのが“健康増進型保険”という商品。健診や運動がポイント化され保険料が変動する商品ですが、AIやビッグデータの時代ですから、これからも個人の健康データをもとに設計される色々な保険が出てくるのでしょう。私も少しでも健康であることが大事だと考え、万歩計を買って、毎日意識して歩いています。ところが先日、私が娘に「真っ赤な万歩計を買ったんだ」と自慢したところ、「そんなのスマホでできるのに、ダサッ(冷笑)」とバツサリ。娘には無駄遣い扱いされてしまったようです。私の健康への第一歩は…(苦笑)。

＊ 12月29日（金）～ 1月3日（水）まで、年末年始休業とさせていただきます。
ご迷惑ご不備をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い致します。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

＊メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

＊本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

－ 編 集 後 記 －

童謡の「落ち葉焚き」をどう説明しようか。仕事柄、小坊主さんが庭掃除をして集めた枯葉を焼く行為は、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なものか、気になります。夕日の田んぼで白く漂う煙とその匂い、風のない日に掃き集めた枝葉を燃やすのは年末の仕事でした。令和の今、焼却は推奨されませんが、小坊主さんの箒を持ち枯葉を始末するたたずまいに、つい手を合わせたくくなります。

この秋、私の住む地区の神社の氏子が、たき火の焼芋をふるまう会を開き、昭和に青年だった氏が火をおこし、令和の子供がほおばりました。昭和の青年達は、枯葉と小枝で焚付け、太い木に炎を移し燃え盛らせ、暫く待って木の表面が白く中が真っ赤な焼芋に適した炎を披露しました。次の災害にはこれで暖が取れると久しぶりに語っていました。

今年、協会は災害廃棄物処理の応援要請に応じた支援を実現しましたが、来年は災害のない年にと切に願います。さて、年末に向け小坊主さんのようにそろそろお掃除しましょうか。

－ 事務局だより－

☆ 11月1日（水）

青年部関東ブロック幹事会が、茨城県水戸市の水戸市福祉ボランティア会館において開催され、小林正幸部長、山本晃司副部長が出席しました。

☆ 11月7日（火）

関東地域協議会災害廃棄物委員会が、東京都千代田区の手町サンケイプラザにおいて開催され、加藤副会長、大森事務局長が出席しました。

☆ 11月14日（火）

フォローアップ研修（災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練）が、栃木県庁において開催され、大森事務局長が出席しました。

☆ 11月15日（水）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 11月16日（木）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会が、千葉県浦安市の浦安ブライトンホテル東京ベイにおいて開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長が出席しました。